

令和3年 第10回

# 志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和3年 第10回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和3年10月22日(金)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和3年10月22日 午前9時30分				
	閉会	令和3年10月22日 午前11時00分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員  ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	×
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	立迫 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番14番	山下 昭一		席番15番	永屋 哲郎	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	小野		事務局次長	中水	
	主幹兼農地係長	佐々木		主幹兼農地係長	竹之内	
	農地係長	圖師		主任主査	桑水	
	農政畜産課係長	大野				
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮 誠實	—	9	垣内 りえ子	—
2	竹田 憲男	—	10	立根 重信	—
3	今市 光則	—	11	道山 幸治	—
4	熊野 廉太郎	○	12	脇田 祐二	—
5	原田 純一	○	13	春田 豊美	—
6	田尾 昭三	—	14	中之内 瑞穂	—
7	坪田 則義	—	15	工藤 雅彦	—
8	池袋 良子	—	16	山下 直樹	—

<p>会議に付した  事 件</p>	<p>議案第 79 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  議案第 80 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  議案第 81 号 農地転用事業計画の変更申請の承認について  議案第 82 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  議案第 83 号 非農地証明願の承認について  議案第 84 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について  議案第 85 号 農用地利用集積計画決定について  議案第 86 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名に  ついて  議案第 87 号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変  更に伴う意見について</p>
----------------------------	--

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和3年第10回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。橋口委員より欠席の届出と山迫委員より遅参の届出がありましたので、報告いたします。それでは、日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番14番、山下昭一委員と、席番15番、永屋委員を指名いたします。よろしくお願ひします。</p> <p>次に日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過につきまして、永屋委員の報告をお願いします。</p>
委員	永屋	<p>9月総会で依頼のありましたあっせんが成立しましたので報告します。4ページのあっせん成立資料の番号24をご覧ください。所在・地目等は、資料の通りです。場所は、そお街道のJAあおぞら西部支所より東へ200mのところですか。譲受人の〇〇さんは親子4人でお茶を栽培されており、お茶の管理機等多数保有されております。自宅から車で1分ところにあります。あっせん価格は、総額1,800,000円でした。あっせん委員は、永屋と垣内委員でした。以上で報告を終わります。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。次に、井久保委員の報告をお願いします。
委員	井久保	<p>令和3年4月の定例総会で受けました農用地等あっせんです。あっせん活動は、小作契約の合意解約時期10月末まで中断と位置付けております。茶畑を昨日確認したところ1筆は、摘採された跡がありもう1筆はまだされておりました。摘採が終わりましたら、申出人が小作契約の合意解約を行う手順となっておりますので、合意解約の提出後あっせん活動の再開いたします。あっせん活動につきましては、引き続き継続でお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。次に、福岡裕幸委員の報告を2件、一緒をお願いします。
委員	福岡裕幸	<p>まず、〇〇さんの方ですが、現在購入の方が1名いらっしゃるの確認中です。引き続き継続したいと思います。続きまして、〇〇さんの分ですが、現在価格の交渉中でございます。成立すれば来月報告出来ると思います。以上報告終わります。</p>

議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。次に、宮脇 茂樹委員の報告をお願いします。
委員	宮脇茂樹	9月に依頼のありました〇〇さんの分ですが、成立調書が出来ましたので来月の総会で報告が出来ると思います。以上報告終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。次に、日程第4、議案第79号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。 今回は、7件の申請でございます。まずは、6ページ、番号115番を審議いたします。番号115番と番号116番は、譲受人が同一のため、一緒に説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。番号115番と番号116番は、福岡 剛委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、ここで福岡 剛委員には、退席をお願いいたします。
会場		(福岡委員 退席)
議長	萩迫	それでは、神宮司委員説明を2件いっしょにお願いします。
委員	神宮司	会長より依頼のありました番号115と116を報告いたします。まずは、番号115の譲渡人は、志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん68歳です。譲受人は、志布志町安楽〇〇番地〇上宮内にお住まいの〇〇さん67歳です。申請地は、それぞれ議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、安楽小学校から南へ約500m東九州自動車ガード下を通り抜け100m進み右折します。100m行くと左側に松崎農機があります。そのまま直進しし下へ降りていくと田園が広がっており、さらに進み二つ目の十字路右側に4枚の田が隣接してあります。譲受人宅からは、約3kmのところにあります。すみません4枚の田と申しましたけど2枚でした。 次に、番号116の譲渡人は、鹿児島市星ヶ峯〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さん67歳です。譲受人は、先ほど115番と同じく〇〇さんです。申請地は、それぞれ議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、先ほどの番号115の南側隣に位置します。譲受人宅から同じく3kmのところにあります。〇〇さんは、奥様と二人で水稻を専門に栽培しており、申請地には今までも〇〇さんが水稻を作付けされており、今後も続けて水稻を作付けする予定とのことです。またトラクター2台・コンバイン1台・田植え機1台・乾燥機3台を保有しております。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適

		格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。まずは、番号 115 番につきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、116 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで福岡 剛委員の入室を許可します。
会場		(福岡 剛委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号 117 番を審議いたします。この案件は、橋口委員ですが本日欠席です。報告書が届いておりますので、事務局から説明をお願いします。
主任主査	桑水	議案第 79 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 117 番について、事務局よりご説明申しあげます。議案書は、6 ページです。譲渡人は、宮崎県宮崎市にお住まいの〇〇さん 62 歳で、譲受人は、志布志町安楽・毛穴野自治会にお住まいの〇〇さん 53 歳です。申請地は、それぞれ議案書に記載されておりますとおりでございますが、畑が 1 筆で 2,265 m <sup>2</sup> です。申請地の場所でございますが、国道 220 号線を夏井方面へ進むと上天神にシブシ昭和自動車学校がありますが、そこからさらに国道を 1 km 進んだ所の左手にある迫田美容室に隣接する畑です。譲受人宅からは車で 15 分のところにあります。〇〇さんは従業員 5 人と甘藷を主に栽培しており、申請地にも甘藷を作付けする予定とのこと。また、トラクター 3 台・掘り取り機 2 台・つる切り機 2 台を保有しています。申請事由は譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。
		以上のことより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議

		方よろしくお願ひします。
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、7ページ、番号 118 番を審議いたします。福岡 剛委員説明をお 願ひします。
委員	福岡 剛	会長より依頼のありました番号 118 を報告いたします。譲渡人は、志布志 町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 63 歳で、譲受人は、有明町野井倉 〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 67 歳です。申請地は、それぞれ議案書に 記載されている通りです。申請地の場所は、志布志より国道 220 号線の鹿屋 方向へ向かい、有明病院入口交差点右折し約 1 km 進んだ交差点の左側 2 枚目 の田です。申請地は、譲受人宅から 1 km のところにあります。〇〇さんは、 ひとりで甘藷 7,819 m <sup>2</sup> ・早期水稲 1,795 m <sup>2</sup> を栽培されており、申請地にも早 期水稲を作付けする予定とのことです。また、耕運機 1 台・軽トラ 1 台を保 有されており、田植え・稲刈り作業は委託されているとのことです。
		以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適 格者と思われ、また、周囲の状況からも支障はないと思われ、ご審 議方よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 119 番を審議いたします。永屋委員説明をお願ひします。
委員	永屋	会長より依頼のありました番号 119 を報告します。譲渡人は、志布志市有 明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 87 歳で、譲受人は、同じ集落に お住まいの〇〇さん 76 歳です。申請地は、それぞれ議案書に記載されてい る通りです。申請地の場所は、有明町蓬原の宇都中学校より北へ 1 km ほど行

		<p>った宇都山の東側の裾になります。譲受人宅から2分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、奥さんと二人で野菜を主に栽培しており、申請地には、みかんを作付けするとのことでした。現在、栗・梅・柿・びわが植えてありました。また耕運機1台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めま。
		次に、番号120番を審議いたします。上野委員説明をお願いします。
委員	上野	<p>会長より依頼のありました番号120を報告いたします。譲渡人は、霧島市国分広瀬〇丁目〇〇番〇-〇号にお住まいの〇〇さん52歳です。譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん68歳です。申請地は、それぞれ議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、肆部合住宅近くがあります内村産業の信号を田尾橋方面に向かって1.6km行き、左の方向蓬の郷へ50m行った右手1筆そして50m行った右手に2筆あります。譲受人宅からは10分のところにあります。〇〇さんは、夫婦で水稻を栽培されておられます。申請地にも米を作付けするとのことでした。トラクター2台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)

議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、8 ページ、番号 121 番を審議いたします。福岡 裕幸委員説明をお願いします。
委員	福岡裕幸	会長より依頼のありました番号 121 を報告いたします。譲渡人は、鹿児島市西伊敷〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は、それぞれ議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、柿ノ木・志布志線の泰野小学校前交差点より志布志方面へ進み、志布志市やっちくふれあいセンター入口前を過ぎた左手の T 路地を左手に 200m 進み右折し 200m 進んだ左手の田です。譲受人宅からは 300m のところにあります。〇〇さんは、パートを雇用し水稻 296 ヘクタール・甘藷 280 アールを栽培されており、申請地には、水稻を作付けする予定とのことです。また、トラクター 6 台・自走式田植え機 2 台・コンバイン・乾燥機等を保有しております。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって日程第 4、議案第 79 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。 次に日程第 5、議案第 80 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。まず、10 ページ、番号 6 番を審議いたします。番号 6 番は、令和 3 年 8 月総会の議案第 66 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 19 番で審議されましたところの 4 条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第 5、議案第 80 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに 決定をいたしました。
		次に日程第 6、議案第 81 号、農地転用事業計画変更申請の承認についてを議題といたします。まずは、12 ページ、番号 2 番を審議いたします。現地を調査された、坂中委員の 報告をお願いいたします。
委員	坂中	会長より依頼のありました議案第 81 号番号 2 番につきまして報告いたします。総会資料は 4 ページから 5 ページになります。調査日は 10 月 7 日 です。調査員は、柳井委員・熊野委員と私坂中です。事務局より 2 名の同行でした。申請人は〇〇です。立会人は、〇〇課の〇〇さんと〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書の記載の通りです。申請地の場所は、国道 220 号線を志布志から鹿屋方面へ向かい、安楽橋からおよそ 140m 進んだ左側一体になります。転用目的は、工業団地造成です。今回の事業計画変更は、令和元年 6 月 14 日に農地法第 4 条の許可を受けた臨海工業団地の 4 校区の残り国道側分まで事業用用地を拡大するため、事業計画を変更するものです。なお、拡張部分の転用については、別途 5 条申請を提出しております。周辺の状況は、北側は田・東側は河川・南側・西側は田です。申請地の農地区分は、都市計画区域の用途地域が定められた地域内にあるため、第 3 種農地の都市計画用途地域内の農地に該当します。
		以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更を認めても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、13 ページから 21 ページの番号 3 番を審議いたします。同じく、

<p>委員 坂中</p>	<p>現地を調査された、坂中委員の 報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 81 号番号 3 番につきまして報告します。総会資料は 6 ページから 12 ページになります。調査日・調査員・申請人及び立会人は先ほど番号 2 番と同じです。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書の記載の通りです。申請地の場所は、先ほど 2 番で説明した近くにあります。転用目的は、工業団地造成です。今回の事業計画変更は、臨海工業団地 4 校区として分譲するため、令和元年 6 月 14 日 令和 2 年 5 月 14 日に農地法第 5 条の許可を受けた臨海工業団地の 5 校区を含め事業用団地を当該区域まで拡張する事業計画を変更するものです。なお、拡張部分の転用についても、別途 5 条申請を提出しております。周辺の状況は、北側は公衆道路・東側は宅地・南側・西側は田です。申請地の農地区分は、都市計画区域の用途地域が定められた地域内にあるため、第 3 種農地の都市計画用途地域内の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更を認めても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。変更を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 6、議案第 81 号、農地転用事業計画変更申請の承認については、変更を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に日程第 7、議案第 82 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。最初に、23 ページから 27 ページの番号 61 番を審議いたします。現地を調査された坂中委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 坂中</p>	<p>議案第 82 号番号 61 について報告いたします。総会資料は 13 ページから 17 ページになります。調査日は 10 月 7 日 調査員は、柳井委員・熊野委員と私坂中です。事務局より 2 名の同行でした。譲渡人は、福岡市城南区にお住まいの〇〇さん他 14 名でございます。譲受人は、〇〇です。立会人は、〇〇課の〇〇さんと〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それ</p>

		<p>ぞれ議案書に記載の通りです。申請地の場所は、国道 220 号線を志布志から鹿屋方面へ向かい、安楽橋からおよそ 140m 進んだ左側一体に位置するところであります。転用目的は工業団地造成です。周辺の状況は、北側は用悪水路・東側は公衆道路・南側は畑・西側は畑です。転用の理由は、志布志市臨海部において道路と港湾の一体整備を進め、民間企業から事業団地の分譲の要望が多くあるため、工業団地として造成し、新たな雇用を創出し志布志港の更なる発展に寄与するものです。申請地の農地区分は、都市計画区域の用途地域が定められた地域内にあるため、第 3 種農地の都市計画用途地域内の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、28 ページ、番号 62 番を審議いたします。現地を調査された原田委員の報告をお願いします。
委員	原田	<p>議案第 82 号番号 62 番について報告いたします。総会資料は 18 ページから 20 ページをご覧ください。調査日は 10 月 7 日 調査員は福岡委員・宮脇茂樹委員と私原田と事務局より 1 名の同行がありました。譲渡人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町志布志〇〇番地〇 〇〇号棟にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載されている通りでございます。場所は、市役所本庁から市道大黒・吹上線を大原方面へ 900m 進み、そこを右折し市道昭和・弓場ケ尾線をさらに大原方面へ 400 m 進み右折し市道 30m 進んだ真正面に位置します。転用目的は一般住宅です。周辺の状況は、北側は畑・東側は畑・南側は畑・西側は畑です。排水は、汚水排水は西側の道路側溝に流し、雨水排水は東側の側溝に流すとのことでした。その他事項といたしまして敷地を 30 cm ほど高上げして境界ブロック</p>

		<p>を積むとのことでした。申請地の農地区分は、都市計画用途地域内農地にあるため、第3農地の都市計画内の農地に該当いたします。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 63 番を審議いたします。現地を調査された柳井委員の報告をお願いします。
委員	柳井	<p>議案第 82 号番号 63 について報告いたします。調査日は 10 月 7 日 調査員は、坂中委員・熊野委員と私柳井で事務局より 2 名同行しました。譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇 〇棟〇〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇 〇号棟〇〇号にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇行政書士事務所の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載されている通りです。場所は、志布志市役所本庁から北西方向に位置し、志布志消防署方向に進みファミリーマート志布志みかえり店とローソン志布志町大原店前の県道交差点を港方向へおよそ 215m 先を左折、およそ 100m 進んだ右側に位置します。転用目的は一般住宅です。周辺の状況は、北側は畑・東側は雑種地・南側は畑・西側は宅地です。排水は市道の側溝に流すとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。山迫委員着席です。

<p>委員 坂中</p>	<p>次に、29 ページ、番号 64 番を審議いたします。現地を調査された坂中委員の報告をお願いします。</p> <p>議案第 82 号番号 64 について報告いたします。総会資料は 24 ページから 27 ページです。調査日は 10 月 7 日 調査員は、柳井委員・熊野委員と私坂中と事務局より 2 名の同行でした。貸人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんと志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。借人は、東京都品川区大崎〇丁目〇〇番〇号にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載されている通りです。場所は、志布志消防署からファミリーマート志布志みかえり店とローソン志布志町大原店前の県道交差点を港方向へ 1.7 km 進んだ大隅グリーンロードと交わる交差点を大崎方面に右折した左側に位置します。転用目的はコンビニエンスストア・駐車場です。周辺の状況は、北側は公衆道路・東側は公衆道路・南側は畑・西側は公衆道路です。排水は溜枡を設置して側溝に流すとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくをお願いします。</p>
<p>議長 萩迫 会場 委員</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p>
<p>議長 萩迫 会場 委員</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>異議なしと認めます。</p>
<p>委員 坂中</p>	<p>次に、30 ページ、番号 65 番を審議いたします。同じく、現地を調査された坂中委員の報告をお願いします。</p> <p>議案第 82 号番号 65 について報告します。総会資料は 28 ページから 30 ページです。調査日は 10 月 7 日 調査委員は、柳井委員・熊野委員と私坂中です。譲渡人は、東京都世田谷区玉川台〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇</p>

さんと志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんさらに志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町志布志〇丁目〇〇番〇号にあります有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載されている通りです。場所は、志布志消防署からファミリーマート志布志みかえり店とローソン志布志町大原店前の県道交差点を港方向へ850m進んだ町原交差点を右折した右手に位置します。転用目的は、ドライブスルーカフェ付きの調剤薬局です。周辺の状況は、北側は田・東側は用悪水路・南側は公衆道路・西側は用悪水路です。雨水・排水は水路放流し汚水・生活排水は合併浄化槽で処理後側溝に流すとのことでした。

申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われまます。

以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 萩迫

はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。

会場 委員

(会場 なし)

議長 萩迫

ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。

会場 委員

(会場 異議なし)

議長 萩迫

異議なしと認めます。次に、31ページ、番号66番を審議いたします。現地を調査された柳井委員の報告をお願いします。

委員 柳井

議案第82号番号66について報告いたします。資料は31ページから33ページです。調査日は10月7日 調査員は、坂中委員・熊野委員と私柳井と事務局より2名同行しました。譲渡人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。〇〇行政書士事務所の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載の通りです。場所は、志布志市役所本庁から北北東方向に位置し、こまみず酒店から県道を天神方向へ1.5km進み、全農志布志サイロ株式会社志布志支店手前

		<p>を右側に 130m入ったところに位置します。転用目的は資材置場と駐車場です。周辺の状況は、北側は宅地・東側は畑・南側は宅地・西側は雑種地です。排水は南側の側溝に流すとのことでした。その他で申請地の東側に建物がありました。後日申請者が取り壊すそうです。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 67 番を審議いたします。同じく、現地を調査された柳井委員の報告をお願いします。
委員	柳井	<p>議案第 82 号番号 67 番について報告いたします。資料は 34 ページから 36 ページです。調査日は 10 月 7 日 調査員は、坂中委員・熊野委員と私柳井と事務局より 2 名同行しました。譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、宮崎県宮崎市大字本郷北方〇〇番地〇にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載されている通りです。転用目的は山林でクヌギを植林されるそうです。周辺の状況は、北側は山林・東側は山林・南側は畑・西側は畑です。申請地の近くには太陽光発電施設がありのちには太陽光発電施設になるのではないかと質問をしたところ、現行施設は低圧での設備同じ名義人では法律上設置が出来ないとのことでした。なお、地番 576 番 10 にクヌギを 800 本 576 番 8 に 2,100 本植林するそうです。申請人の会社は、電気事業者ではありますが、林業もされているようで木材の売買もされているそうです。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>

議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 68 番を審議いたします。現地を調査された宮脇 茂樹委員の報告をお願いします。
委員	宮脇茂樹	<p>議案第 82 号番号 68 について報告します。総会資料は 37 ページから 39 ページになります。調査日は 10 月 7 日 調査員は、福岡 裕幸委員・原田委員と私宮脇と事務局より 1 名の同行がありました。譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載の通りです。場所は、A コープあおぞら店から県道志布志・有明線を志布志方面 90m 進み左折し、農道 80m 進み右折し更に 60m 進んだ左手にあります。転用目的は賃貸の 1 戸建て住宅を 2 棟建築するそうです。周辺の状況は、北側は宅地・東側は田・南側は畑・西側は雑種地です。排水については、公共下水道を利用するとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、32 ページ、番号 69 番を審議いたします。同じく、現地を調査された宮脇 茂樹委員の報告をお願いします。
委員	宮脇茂樹	議案第 82 号番号 69 番について報告いたします。総会資料は 40 ページから 42 ページになります。調査日は 10 月 7 日 調査員は、福岡 裕幸委員・

		<p>原田委員と私宮脇と事務局より1名の同行がありました。譲渡人は、有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載の通りです。場所は、番号68番で説明したところの斜め向かい側になります。転用目的は賃貸の1戸建て住宅1棟を建築するとのことです。周辺の状況は、北側は宅地・東側は用悪水路・南側は用悪水路・西側は用悪水路です。雨水排水は、68番と同じく盛土を行い止め工事をして東側の側溝に、生活排水は公共下水道を利用するとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号70番を審議いたします。番号70番は、令和3年5月総会の議案第40号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号14番で審議されましたところの5条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号71番を審議いたします。現地を調査された福岡 裕幸委員の報告をお願いします。
委員	福岡裕幸	議案第82号番号71番について報告いたします。調査日は10月7日 調査員は、宮脇 茂樹委員・原田委員と私福岡です。事務局より1名の同行が

		<p>ありました。譲渡人は、松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、曾於市大隅町月野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載の通りです。場所は、市役所松山支所から県道大隅・塗木線を岩川方面へ 1.2km 進みそこを右折し市道を 90m 進んだ左手に位置します。転用目的は隣接している自動車修理業のための車両置場です。周辺の状況は、北側は畑・東側は畑・南側は公衆道路・西側は畑です。排水は自然流下とし道路側に流すとのことです。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、33 ページ、番号 72 番を審議いたします。同じく、現地を調査された福岡 裕幸委員の報告をお願いします。
委員	福岡裕幸	議案第 82 号番号 72 番について報告いたします。調査日は 10 月 7 日 調査員は、宮脇 茂樹委員・原田委員と私福岡です。事務局より 1 名の同行がありました。譲渡人は、松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、曾於市大隅町月野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載の通りです。場所は、先ほどの 71 番の隣接地になります。転用目的は一般住宅です。周辺の状況は、北側は畑・東側は畑・南側は公衆道路・西側は宅地です。排水は合併浄化槽をへて道路側溝に流すとのことです。 <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。

会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第82号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第8、議案第83号、非農地証明願の承認についてを議題とします。まずは、35ページ、番号21番を審議いたします。現地を調査された、熊野委員の説明をお願いします。
委員	熊野	議案83号、番号21番について報告します。総会資料は49ページから51ページです。調査日は10月7日 調査委員は、坂中委員・柳井委員と私、熊野です。申請人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、叔父の〇〇さんでした。申請地は、志布志町帖字中道7155番1で、登記地目は原野、地積は1,174㎡です。現在、原野化しております。場所は、志布志市役所本庁から東北東方向に位置し、国道220号線を志布志から夏井方面へ進み、外岩戸石油店前を左折、県道65号南之郷・志布志線をおよそ100m先を左斜め方向へ進行し、140m進んだ道路突き当り三叉路を右折、およそ160m進んだ右側奥に位置します。立会人から聞き取った状況は、本農地は、平成15年に申請地を父より相続したが、父が祖父から相続した平成元年以降、現在まで耕作しておらず、農地への復元が困難になったものです。また申請人の〇〇さんは農業者でもなく耕作する予定もないとのこと。更に申請地への畑への進入路もなく、入るためには家の前を通らないといけないため、防犯上賃貸することも出来ないとの事でした。
		以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくをお願いします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。

会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 22 番を審議いたします。同じく、現地を調査された、熊野委員の説明をお願いします。
委員	熊野	議案 83 号、番号 22 番について報告します。総会資料は 52 ページから 54 ページです。調査日は 10 月 7 日 調査委員は、坂中委員・柳井委員と私、熊野です。申請人は、鹿児島市玉里団地〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。立会人は行政書士の〇〇さんでした。申請地は、松山町新橋字竹下 3391 番 2 で、登記地目は畑、地積は 28 m <sup>2</sup> です。場所は、志布志市役所松山支所から北方向に位置し、市役所松山支所から、都城方向へ向かう市道飯野・松山線を、道の駅松山から曾於市末吉町方面へ、およそ 2.2 km 進み、市道豊留・宮田上線に左折し、およそ 1.2 km 先を右折、およそ 350m 進んだ左側に位置します。立会人から聞き取った状況は、本農地は、昭和 55 年に隣接地に住宅が建って以降、宅地と一体的に利用され、最近になり農地と分かりました。現在、宅地化しており現状復元が困難になったとの事でした。
		以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくをお願いします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第 8、議案第 83 号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。
		次に、日程第 9、議案第 84 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
農地係長	佐々木	それでは、議案第 84 号非農地証明願に伴う調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、37 ページでございます。非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。議案書の番号 21 の願出人は、志布志市志布志町志布志 〇〇番地〇 〇〇さんです。土地は、志布志町志布志字牧 1517 番 6 で、登

		<p>記地目は畑、地積は 263 m<sup>2</sup>でございます。</p> <p>申請地は、志布志市役所本庁から西側方向に位置し、市役所本庁から、市道大黒・吹上線を志布志市文化会館、同図書館側へ向かい、市道昭和弓場ケ尾線と交わる交差点を西側方向へおよそ 450m進んだところに位置する土地でございます。現在、宅地化しております。</p> <p>現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号 21 につきまして、宮脇 勇委員、神宮司委員、脇田 祐二委員でご提案いたします。以上で説明を終わります。ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって日程第 9、議案第 84 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 10、議案第 85 号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。最初に、所有権の移転について事務局の説明を求めます。</p>
事務局次長	中水	<p>議案第 85 号農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。議案書 39 ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。公告日は、令和 3 年 10 月 29 日で、田が 6,208 m<sup>2</sup>となっております。所有権を移転する者は、個人 1 人、法人 1 社で所有権の移転を受ける者は、個人 2 人となっております。売買によるものです。所有権移転の詳細につきましては、議案書 40 ページに掲載してございますので、お目通しください。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議方よろしく願いします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、所有権の移転について、これより審議にはいります。まずは、40 ページ、番号 33 番から番号 34 番と、39 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに</p>

<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>ご異議ございませんか。  (会場 異議なし)  異議なしと認めます。次に、農用地利用集積計画の、利用権及び転貸について事務局の説明を求めます。</p>
<p>主任主査 桑水</p>	<p>議案第 85 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。議案書は、41 ページから 53 ページとなっております。まずは、議案書 41 ページの利用権設定の総括表を説明いたします。公告日は令和 3 年 10 月 29 日で、始期は令和 3 年 11 月 1 日となります。設定期間が、1 年から 10 年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。利用権の設定面積は、田が 6,504 m<sup>2</sup>、畑が 25,360 m<sup>2</sup>、樹園地が 99,685 m<sup>2</sup>で、合計しますと 131,549 m<sup>2</sup>となり、うち更新分は 33,590 m<sup>2</sup>となっております。利用権の設定をする者の数が 21 名で、利用権の設定を受けようとする者の数が 13 名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より 8 名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、42 ページから 51 ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書 52 ページの総括表でご説明申し上げます。公告日は令和 3 年 10 月 29 日で、始期が令和 3 年 11 月 1 日となります。設定期間は、9 年 2 か月と 10 年です。地目別の内訳は、田が 5,735 m<sup>2</sup>、畑が 705 m<sup>2</sup>となります。利用権の転貸をする者は公益財団法人〇〇の 1 名、利用権の転貸を受けようとする者は 2 名であります。詳細につきましては、53 ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第 85 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。ご審議方よろしく願います。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。まず、42 ページ、番号 1 番を審議いたします。</p> <p>番号 1 番は、宮脇 勇委員に関係が ございますので、農業委員会等に関する法律 第 31 条の 規定により、ここで宮脇 勇委員には退席を 願います。</p>
<p>会場 議長 萩迫</p>	<p>(宮脇 勇委員 退席)  これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>

会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで宮脇 勇委員の入室を許可します。
会場		(宮脇 勇委員 入室)
議長	萩迫	続きまして、42 ページ、番号 2 番から 51 ページ、番号 23 番までと、41 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。それでは、53 ページ、番号 1 番から番号 2 番までと、52 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第 10、議案第 85 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。
事務局次長	中水	次に、日程第 11、議案第 86 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。 議案第 86 号農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、説明します。議案書 55 ページをお開きください。 番号 21 の申出者は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、宮脇 勇委員、原田委員の指名をご提案いたします。 次に、番号 22 の申出者は、霧島市国分中央〇丁目〇-〇-〇にお住まいの

		<p>〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通してください。あっせん委員につきましては、柳井委員、道山委員の指名をご提案いたします。</p> <p>次に、番号 23 の申出者は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇の〇〇さんですが、娘で大崎町菱田にお住まいの〇〇さんを代理者とした売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通してください。あっせん委員につきましては、山下 昭一委員、池袋委員の指名をご提案いたします。</p> <p>次に、番号 24 の申出者は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通してください。あっせん委員につきましては、隈元委員、池袋委員の指名をご提案いたします。</p> <p>次に、番号 25 の申出者は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんですが、〇〇さんを代理人とした売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通してください。あっせん委員につきましては、隈元委員、池袋委員の指名をご提案いたします。以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 11、議案第 86 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 12、議案第 87 号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に伴う意見についてを議題といたします。ここで、説明のため 農政畜産課より職員が来ておりますので、入室を許可いたします。</p>

会場	( 農政畜産課大野係長 入室)
議長 萩迫	まずは、事務局に説明を求めます。
局長 小野	議案第 87 号の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に伴う意見についてを、ご説明いたします。今回の変更は、県の基本方針の見直しに伴うもので、主なものは、営農類型ごとの経営規模、生産方式等となります。農業経営基盤 強化促進法 施行規則 第 2 条の規定により、農業委員会の意見を求めるものでございます。詳細は、農政畜産課大野係長から説明を申しあげます。
議長 萩迫	それでは、農政畜産課の方で 説明してください。
農政畜産課係長大野	農政畜産課の大野と申します。総会の貴重な時間をいただきましてありがとうございます。私の方から農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について説明させていただきます。
	まず、はじめに、本日の手続きにつきましては、農業経営基盤強化促進法施行規則第 7 条で準用する第 2 条の規定によりまして、基本構想の変更については農業委員会及び農業協同組合の意見を聴かなければならないとありますので、今回の総会におきまして、皆様に意見を求めるものであります。
	今回の変更は、鹿児島県が作成しております農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針について、見直しが行われたことに伴いまして、農業経営基盤強化促進法第 6 条に基づき、市の基本構想を見直すものであります。策定については本年 12 月末まで見直しをするように県からの指示があるところであります。主な変更点としまして、所得水準、営農類型ごとの経営規模、生産方式等の変更、農地利用集積円滑化事業や農地利用集積円滑化団体の語句の修正、削除になります。資料は、基本構想と新旧対照表を準備しております。変更点が分かりやすい新旧対照表で主な変更点を説明させていただきます。左側が今回の改正案、右側が現行になります。変更部分については朱書き、下線で表示してあります。表紙ですが、策定日を平成 28 年 12 月から令和 3 年 12 月へ変更します。次のページは、目次となっておりますが、第 1 から第 5 まではページの変更がありましたものを修正しています。
	2 ページをご覧ください。下段に第 6 農地利用集積円滑化事業に関する事項とありますが、県の指針からは農地利用集積円滑化事業は農地中間管理事業へ統一本体化されたため、削除されております。本市においては公益財団法人志布志市農業公社の研修事業がありますので、研修等事業に関する事の

み残しております。

4 ページをお開きください。1 項目は、市の概要ですが、一部語句の修正を行っております。2 項目は、2020 センサスより農業就業人口の調査が廃止になりましたので、基幹的農業従事者に変更しております。農業就業人口とは、農業に主として従事した世帯員・基幹的農業従事者とは、農業就業人口のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が、仕事に従事していた者のことをいいます。3 項目は、一番下になりますが、県の基本方針見直しにより 4,200,000 円から 4,300,000 円に修正しております。

5 ページをお開きください。中段あたりに、農地利用最適化推進委員を追加しております。農業公社を正式名称の公益財団法人志布志市農業公社に修正しております。農地利用集積円滑化事業については削除しております。

6 ページをお開きください。農業生産法人を農地所有適格法人に修正しております。

7 ページをお開きください。6 項の(1)の新規就農の現状ですが、5年間の平均人数を現在の数字に時点修正しております。

8 ページをお開きください。農地中間管理機構の正式名称を括弧書きで追加しました。

9 ページから営農類型ごとの経営規模と生産方式の記述になります。今回変更となりました内容については、県の基本方針が変更になったものを、修正しております。生産牛専門と肉用牛一貫にICT機器の活用を追加しました。9 ページから 14 ページまでが、個別経営体になります。

15 ページから 17 ページまでが、組織経営体になります。近年、法人によるピーマン栽培が増えてきたことに伴い、16 ページの組織経営体に野菜専作4(施設)促成ピーマンを追加しております。18 ページから 24 ページは、青年等の農業者に関する記述であります。9 ページから 14 ページの個別経営体の4割程度の規模になっております。先ほどと同様に生産牛専門と肉用牛一貫にICT機器の活用を追加しました。

25 ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法の改正による語句の整理を行いました。

26 ページをお開きください。耕作放棄地を荒廃農地に修正しております。

27 ページから 37 ページまでが農地利用集積円滑化事業、農地利用集積円

	<p>滑化団体の語句の修正、削除になります。</p> <p>38 ページをお開きください。7項目は語句の修正、整理を行っております。</p> <p>39 ページをお開きください。下段になりますが、青年就農給付金を農業次世代人材投資資金、青年等就農支援資金を青年等就農資金に修正しております。</p> <p>41 ページから 45 ページは研修等事業に関する事のみ残しております。最後に改訂日を追記しております。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議長 萩迫	<p>ただいま説明がございましたが、これについてなにかご意見ございましたか。</p>
委員 宮脇茂樹	<p>私は、有明でいちごを作っているのものです。資料の 11 ページ野菜専作 5 のその他の品種がさがほのかとなっているのですが、これは 20 年ほど経過しており今は色々な品種を模索している状況なのですがこれでいいのでしょうか。</p>
農政畜産課係長大野	<p>現在では、まださがほのかが多いのかな思っているところです。新種の恋みなみであったりする分については追加させて頂きたいと思ひます。</p>
委員 宮脇茂樹	<p>この構想はいつまでか</p>
農政畜産課係長大野	<p>5 年ごとに見直しをしておりますので、今回は 5 年後となるところです。追加の分については今回見直しを行います。</p>
委員 坂中	<p>資料の 31 ページの農地利用集積円滑化団体を語句修正をするようですが、この農地利用集積円滑化団体は市内にあるのですか。</p>
農政畜産課係長大野	<p>農用地利用改善団体は残っております。農地利用集積円滑化団体は、農業公社の事になります。農業公社は、令和 2 年 3 月末までは中間管理して貸し借りをしていましたが、同年 4 月からそれが出来なくなったため削除させていただきます。</p>
委員 坂中	<p>農用地利用改善団体と農地利用集積円滑化団体は削除となるところか。</p>
農政畜産課係長大野	<p>31 ページの上から 10 番目あたりになります。農地利用集積円滑化団体のみ削除しております。</p>
委員 坂中	<p>分かりました。</p>
委員 宮脇茂樹	<p>新規就農者への国の助成金とか聞いたのですが、今はどのようなになっているのですか。</p>

農政畜産課係長大野	令和3年度においての新規就農者については、次世代人材投資事業で年間1,500,000円まで3年間1,200,000円が2年間というのがありますが、この事業が令和3年度で終了するところです。令和4年度の概算要求では、10,000,000円までの借り入れに対して、償還を国と地方公共団体とで行うという事業が始まるとは聞いております。
議長 萩迫	他にございませんか。ご意見もないようでございますので、ここで、農政畜産課の職員の方々は、退席をお願いいたします。
会場	(農政畜産課大野係長 退席)
議長 萩迫	それでは、お諮りします。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更については、原案のとおり適当と認めることにご異議ございませんか。
会場 委員	(会場 異議なし)
議長 萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第12、議案第87号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に伴う意見については、原案のとおり適当と、市長に回答することに決定いたしました。  以上で、全日程を終了いたしました。  これで、本日の会議を終了いたします。  ご苦勞様でした。